

# 身体障がい者の住宅改修について

日常生活用具給付等事業（居宅生活動作補助用具）

## ◆ 内 容

在宅の重度障がい者が段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作用具（移動等を円滑にする用具の設置などで小規模な住宅改修を伴うもの）の購入費及び住宅改修工事費に対して給付を行います。

身体の状態、住宅の状態等から市が必要と認めた場合で、実際に居住している住宅について改修を行う場合に対象となります。

## ◆ 対 象 者

- (1) 身体障がい者手帳を所持する下肢、体幹機能障がい又は乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）の個別障害等級が3級以上の者（ただし、特殊便器への取替については、上肢機能障がいの個別等級が2級以上の者）で原則として学齢以上のもの
- (2) (1)以外の下肢または体幹機能に障害のある難病患者等で必要と認められる者

## ◆ 対象工事

次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び住宅改修工事費が対象となります。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え（工事費を伴うもの）
- (6) その他(1)～(5)の改修に伴って必要となる住宅改修

## ◆ 給付内容

対象工事費用の上限額は20万円で、申請は原則1回に限ります。

原則1割負担（所得に応じて負担上限あり）。ただし、市町村民税所得割額が46万円以上の世帯は対象外となります。

## ◆ 申請手続き

所定の申請書、工事図面（平面図）、工事の見積書、用具のカタログ、改修工事前の写真、世帯の課税状況が確認できる書類（転入者のみ）、身体障がい者手帳を持参してください。申請は、購入前及び工事着工前に手続きをしてください。

## ◆ その他の制度との併用

65歳以上の方または40歳以上の特定疾患により介護保険の対象となる方が住宅改修をする場合、介護保険制度の利用が優先され、日常生活用具給付等事業（居宅生活動作補助用具）の住宅改修を併せて利用することはできません。なお、山形市在宅介護支援住宅改修補助事業（申請先長寿支援課）と併用することはできます。

申請先：山形市 障がい福祉課 （2階26番窓口）  
電話：023-641-1212 内線542